

和歌山大学名誉博士称号授与規程

制 定 平成22年 7月23日  
 法人和歌山大学規程 第1143号  
 最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学(以下「本学」という。)における和歌山大学名誉博士(以下「名誉博士」という。)の称号の授与に関し、必要な事項を定める。

(授与の要件)

第2条 名誉博士の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学の教育研究の進展に寄与した功績が特に顕著であると認められる者
- (2) 学術文化の発展に寄与した功績が極めて顕著であり、本学において顕彰することが適当と認められる者

(称号の授与及び手続)

第3条 学長は、前条に該当すると認められる者がある場合、教育研究評議会の議を経て、名誉博士の称号を授与する。

2 前項のほか、学部長は、前条に該当すると認められる者がある場合、当該学部の教授会の議を経て、これを学長に推薦することができる。

3 前項の推薦は、推薦書(別紙第1号様式)、推薦理由書(別紙第2号様式)及び調書(別紙第3号様式)を添付して行う。

4 学長は、第2項の推薦があったときは、教育研究評議会の議を経て、名誉博士の称号を授与する。

(名誉博士審査委員会)

第4条 学長は前条の規定により名誉博士の称号を授与しようとするときは、教育研究評議会の議に先立ち、名誉博士審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行い、その結果を教育研究評議会に報告するものとする。

2 審査委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学部長

3 審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(名誉博士記の交付)

第5条 名誉博士の称号を授与するときは、名誉博士記(別紙第4号様式)を交付する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

## 名誉博士称号授与規程

### 附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1275号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2736号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙第1号様式(第3条第3項関係)

年 月 日

和歌山大学長 殿

学部名

職・氏名

印

和歌山大学名誉博士候補者推薦書

下記の者は、和歌山大学名誉博士称号授与規程第2条第 号に該当し、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められるので、推薦理由書及び調書を添えて推薦します。

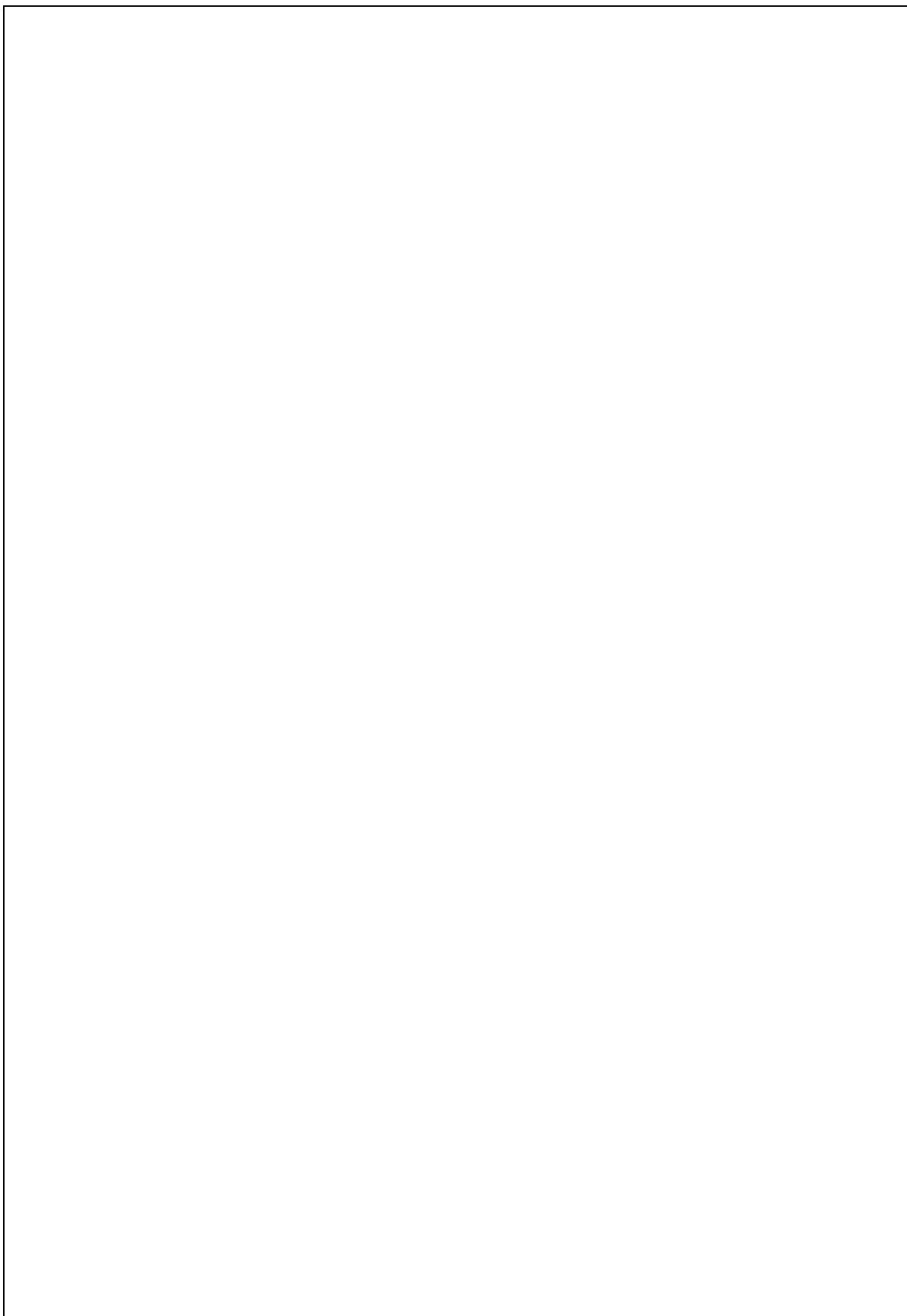
記

1. 氏名
2. 職業

名誉博士称号授与規程

別紙第2号様式(第3条第3項関係)

和歌山大学名誉博士候補者推薦理由書



別紙第3号様式(第3条第3項関係)

和歌山大学名誉博士候補者調書

氏 名			
生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女
住 所			
職 業			
学 歴			
職 歴			
業績の概要			
その他 特記事項			

		名 博 第 号	
名誉博士記			
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大学印</div>		(氏 名)	
		年 月 日生	
<p>(第2条第1号)</p> <p>あなたは本学における教育研究の進展に寄与した功績が顕著でありましたので和歌山大学名誉博士の称号を授与します</p> <p>(第2条第2号)</p> <p>あなたは学術文化の発展に寄与した功績が顕著でありましたので、和歌山大学名誉博士の称号を授与します</p>			
年 月 日			
和歌山大学長		学長名	
		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">学長印</div>	

備考 第2条第1号又は第2号の授与の要件により文面を選択する。